

川崎市人事委員会聴聞等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

川崎市人事委員会

委員長 加藤 浩輝

川崎市人事委員会規則第12号

川崎市人事委員会聴聞等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市人事委員会聴聞等に関する規則（平成6年川崎市人事委員会規則第46号）の一部を次のように改正する。

本則中「第3条第1項」を「第2条第3項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。